

定 款 規約・規則集

2026年3月18日

静岡県生活協同組合連合会

目次

定款	P3-16
第1章 総則(第1条～第5条)	P 3
第2章 会員及び出資金(第6条～第18条).....	P 3
第3章 役職員(第19条～第43条)	P 6
第4章 総会(第44条～第58条).....	P11
第5章 事業の執行(第59条).....	P13
第6章 会計(第60条～第71条)	P13
第7章 解散(第72条～第73条).....	P15
第8章 雑則(第74条～第76条).....	P15
附 則	P16
役員選任規約	P16
代議員選出に関する規約	P18
総会運営規約	P19
監事監査規約	P22
情報開示規則	P24
会費規則	P26
経理規則	P27
経理事務規程.....	P28
役員報酬規則	P30
役員報酬委員会運営規則	P31
個人情報保護方針	P32
個人情報の取り扱いに関する規則.....	P33
退任役員の感謝状・功労表彰 及び記念品に関する規則	P39

定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合連合会(以下「連合会」という。)は、協同互助の精神に基づき、民主的運営によって、会員の組織の強化、経営の適正を図り、もって会員の構成員たる組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この連合会は、静岡県生活協同組合連合会という。

(事業)

第3条 この連合会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の指導、連絡及び調整に関する事業
- (2) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (3) 会員の組合員及び連合会従業員の連合会事業に関する知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査、研究、出版並びに情報若しくは資料の提供及び斡旋
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡及び渉外
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

(区域)

第4条 この連合会の区域は、静岡県一円の地域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この連合会は、事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 会員及び出資金

(会員の資格)

第6条 この連合会の会員は、この連合会の区域の全部または一部を区域とする次の団体とする。

- (1) 消費生活協同組合法により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (2) 他の法律で組織された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、消費生活協同組合または消費生活協同組合連合会の行う事業と同種の事業を行うことを目的とする団体

(加入の申込み)

第7条 前条に規定する団体は、会員になろうとするときは、この連合会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数を明らかにして、次に掲げる書類を添付してこの連合会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 定款
- (2) 加入を決定した総会又は総代会の議事録
- (3) その他この会が必要と認めた書類

2 この連合会は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この連合会は、第1項の申込みを受けて承認し、出資の払込を確認した後、会員名簿に記載し、所定の出資証券をその会員に交付するものとする。

(届出の義務)

第8条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその名称若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨をこの連合会に届け出なければならない。

(自由脱退)

第9条 会員は、事業年度の末日の90日前までに書面をもってこの連合会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第10条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除名)

第11条 この連合会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間以上にわたり会費を納入せず、催告を受けてもこれを履行しないとき。
- (2) この連合会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この連合会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この連合会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第12条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの連合会に請求することができる。

- (1) 第9条の規定による脱退又は第10条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
- (2) 第10条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この連合会は、脱退した会員がこの連合会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この連合会は、事業年度の終わりに当たり、この連合会の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第13条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
- 3 会員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの連合会に対抗することができない。
- 4 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第14条 出資1口の金額は、1万円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第15条 会員は、この連合会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの連合会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 会員は、その出資口数が第13条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの連合会に請求することができる。
- 4 第12条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(会費)

第 17 条 会員は、この連合会の必要な経費に充てるため、別に定める会費規則による会費を負担しなければならない。

(延滞金)

第 18 条 この連合会は、会員が、前条に定める会費を納付期限までに完納しないときは、その会員に対し払込予定金額の千分の 1 に相当する額に納付期日の翌日から納付の完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の延滞金を徴収することができる。

第3章 役 職 員

(役員)

第 19 条 この連合会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 人以上 20 人以内
- (2) 監事 2 人以上 3 人以内

(役員を選任)

第 20 条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

- 2 理事は、会員の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の 3 分の 1 以内の者を、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。
- 3 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員を補充)

第 21 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3 箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、1 年、監事の任期は、1 年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第 1 項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第 23 条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 連合会の理事又は使用人
- (2) 連合会の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第 24 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、連合会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第 2 項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第 2 項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない

い。

- (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算出の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の決議があった場合において、連合会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が該当行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第 31 条の 9 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 11 役員が連合会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第 25 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの連合会と取引をしようとするとき。
 - (2) この連合会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において連合会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (3) 理事が自己又は第三者のために連合会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 2 第 1 項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第 26 条 代議員は、総代議員の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの連合会に提出してなければならない。
 - 3 会長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の 10 日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 4 第 1 項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から 20 日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員報酬)

- 第 27 条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

ならない。

- 2 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第 28 条 理事会は、理事の中からこの連合会を代表する理事(以下「代表理事」という。)を選定しなければならない。

- 2 代表理事は、連合会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第 29 条 理事は会長 1 人、副会長 1 人、専務理事 1 人及び常務理事 2 人以上 3 人以内を理事会において互選する。

- 2 会長は、理事会の決定に従ってこの連合会の業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの連合会の業務を執行し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長を補佐してこの連合会の業務を執行し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、会長を補佐してこの連合会の業務の執行を分担し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第 30 条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、連合会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は会長が招集する。
- 4 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は 3 月に 1 回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第 31 条 理事会の招集は、その理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第 32 条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この連合会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) この連合会の財産及び業務の執行のための手続その他この連合会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第 33 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第 35 条 この連合会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下、「決算関係書類」という。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告を含む。)
- 2 この連合会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 この連合会は、会員又は連合会の債権者(理事会の議事録については、裁判所の許可を得た連合会の債権者)から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書類の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第 36 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この連合会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 8 第 30 条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 9 監事は、総会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 会長は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第 37 条 理事は、連合会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第 38 条 監事は、理事がこの連合会の目的の範囲外の行為その他法定若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの連合会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第 39 条 第 28 条第 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの連合会を代表する。

- (1) この連合会が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、また、理事等が連合会に対して訴えを提起する場合
- (2) この連合会が、6 箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この連合会が、6 箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この連合会が、裁判所から、6 箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第 40 条 6 箇月前から引き続き加入する会員は、理事が連合会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって連合会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第 41 条 会員は、総会員の 10 分の 2 以上の同意を得て、監事に対し、連合会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第 42 条 この連合会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
- 3 顧問は、この連合会の業務の執行に関し、会長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第 43 条 この連合会の職員は、会長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総 会

(通常総会の招集)

第 44 条 通常総会は、毎事業年度終了の日から 3 箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第 45 条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、代議員がその 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会の招集者)

第 46 条 総会は、理事会の議決を経て、会長が招集する。

- 2 会長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第 47 条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

- 2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
- 3 前条第 2 項の規定により監事が総会を招集する場合には、第 1 項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。
- 4 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の 10 日前までに、代議員に対して第 1 項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
- 5 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、代議員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

(総会提出議案・書類の調査)

第 48 条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会の会日の延期又は続行の決議)

第 49 条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第 47 条の規定は適用しない。

(総会の議決事項)

第 50 条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
 - (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この連合会は、第 3 条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
 - 3 総会においては、第 47 条第 4 項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。
 - 4 規約の変更のうち、関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第 74 条及び第 75 条による。

(総会の成立要件)

第 51 条 総会は、代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の代議員の出席がないときは、理事会は、その総会の会日から 20 日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定

は適用しない。

(役員の説明義務)

第 52 条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 定款の変更
- (2) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- (3) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項を連合会に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (5) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることにより連合会その他の者(当該代議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (6) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権)

第 53 条 会員は、その会員を代表する代議員を総会に出席させ、各代議員につきそれぞれ1個の議決権を有する。

2 代議員の選出、定数については、別に定める規約によるものとする。

(総会の議決方法)

第 54 条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別議決方法)

第 55 条 次の事項は、代議員の半数以上が出席し、その 3 分の 2 以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第 24 条第 5 項の規定による役員の実任の免除

(議決権の書面又は代理人による行使)

第 56 条 代議員は、第 47 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代議員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第 1 項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第 47 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第 58 条及び第 20 条第 1 項の規定による規約の定めるところにより、この連合会に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3 人以上の代議員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 57 条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(総会運営規約)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第 59 条 この連合会は、会員が第 3 条各号の事業を利用することについて、規則であらかじめその方法について定めることができる。

2 この連合会は、会員の利用に支障のない場合に限り、行政庁の許可を得て会員外のものに第 3 条各号の事業を利用させることができる。

第6章 会 計

(事業年度)

第 60 条 この連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(財務処理)

第 61 条 この連合会は、法令及びこの連合会の経理に関する規則の定めるところにより、この連合会の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第 62 条 この連合会は、この連合会が行なう事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第 63 条 この連合会は、出資総額の 2 分の 1 に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときは、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第 64 条 この連合会は、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第 3 条第 3 号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることことができる。

2 前条第 1 項のただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第 65 条 この連合会は、剰余金について、会員の払込んだ出資額に応じて会員に割り戻すことができる。

(出資額に応ずる割戻し)

第 66 条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける会員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この連合会は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を会員に公告するものとする。
- 5 会員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの連合会に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この連合会は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この連合会は、あらかじめ支払い方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、会員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この連合会が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この連合会の責めに帰すべき事由以外の事由により支払いを行えなかったときは、第4項に定める総会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該会員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第67条 前条の規定による割戻金の額を計算する場合において、会員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第68条 この連合会は、剰余金について、第65条の規定により会員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第69条 この連合会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第70条 この連合会は、いかなる名義をもってするを問わず、この連合会の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(会員に対する情報開示)

第71条 この連合会は、この連合会が定める規則により、会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第72条 この連合会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 合併
 - (3) 破産手続開始の決定
 - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この連合会は前項の事由によるほか、会員が2組合未満になったときは、解散する。
 - 3 理事は、この連合会が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第73条 この連合会が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの連合会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会

において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第 74 条 この連合会の公告は、以下の方法で行う。

- (1) この連合会の掲示場に掲示する方法
- (2) 会員に通知する方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(連合会の会員に対する通知及び催告)

第 75 条 この連合会が、会員に対してする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその会員の住所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの連合会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この連合会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第 76 条 この定款及び規約に定めるもののほか、この連合会の財産及び業務の執行のための手続、その他この連合会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日から施行する。

(成立当初の役員の任期)

2 この組合の設立当初における役員の任期は、第 42 条 1 項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。

(設立当初の事業年度)

3 この組合の設立の日に属する事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年 3 月 31 日までとする。

(改正の履歴)

4 この定款は、1967 年 9 月 29 日から施行する。

1980 年 4 月 一部改正

1981 年 4 月 一部改正

1983 年 4 月 一部改正

1984 年 4 月 全面改正

1985 年 4 月 一部改正

1988 年 12 月 10 日 一部改正

2002 年 5 月 10 日 全面改正

2004 年 5 月 17 日 一部改正

2005 年 5 月 13 日 一部改正

2008 年 6 月 27 日 全面改正

2009 年 6 月 26 日 一部改正

2015 年 6 月 26 日 一部改正

2016 年 6 月 24 日 一部改正

2021 年 6 月 25 日 一部改正

この改正は、静岡県知事の認可のあった日から適用する。

役員選任規約

(総則)

第1条 定款第20条に規定する役員を選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(定数)

第2条 役員の数については、定款第19条の定める範囲内において、理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員候補者になることができない。

(1) 未成年者

(2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(理事候補者及び監事候補者の推薦)

第4条 理事候補者及び監事候補者を推薦する機関として、役員推薦委員会をおく。

2 役員推薦委員は5名以内とし、この連合会の役員から理事会が選出するものとする。

3 役員推薦委員会はその互選により委員長を選び、委員長は役員推薦委員会を運営する。

4 役員推薦委員会は、委員の過半数の賛成により、第2条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。

5 役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。

6 役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を会長に報告するものとする。

7 会長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を監事に通知しなければならない。

8 前項の通知を受けた監事は、監事会を開催し、監事候補者の選任を総会に付議することに関し、協議に付きなければならない。

9 監事は、監事の過半数により前項の同意の可決をしたときには会長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、会長と協議するものとする。

(役員選任議案の決定)

第5条 会長は、前条の規定による役員推薦委員会の報告及び前条第9項による監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総会に提出することを監事が請求したときは、会長は、その議案を理事会に付議しなければならない。

3 理事会は、前2項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総会に提案することを決定しなければならない。

4 理事会は、役員就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

第 6 条 理事会は、法令の定めに従い、総会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

第 7 条 理事は、総会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

- 2 総会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。
ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

(役員就任)

第 8 条 選任議案が総会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の通知を発した日から 1 週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

(役員補充)

第 9 条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第 10 条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規約の改廃は総会の議決による。

附則

1. この規約は 2008 年 6 月 27 日から施行する。

2016 年 6 月 24 日 一部改正

2020 年 6 月 26 日 一部改正

代 議 員 選 出 に 関 す る 規 約

(目的)

第 1 条 定款第 53 条に規定する代議員の選出は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(定数配分)

第 2 条 代議員総数は 50 名とし、定数については年度ごとに理事会で定める。定数は会員たる組合の静岡県内の組合員数にもとづき、以下を基本とする。ただし、基礎とする組合員数は事業上の特質にも配慮し、また、1 会員の代議員数は総代議員数の 3 分の 1 を越えないものとする。

- (1) 組合員数 5,000 名未満の会員 3 名
 - (2) 組合員数 5,000 名以上 10,000 名未満の会員 5 名
 - (3) 組合員数 10,000 名以上 30,000 名未満の会員 7 名
- 以下、組合員 30,000 名ごとに 1 名を追加する。

(代議員の登録)

第 3 条 会員は定数にもとづいて選出した代議員名を連合会に登録しなければならない。

(代議員の任期)

第 4 条 代議員の任期は 1 年とし、次の任期満了にともなう代議員が選出されるまでとする。再任はさまたげない。

(規約の改廃)

第 5 条 この規約の改廃は、総会における議決を必要とする。

(実施期日)

第6条 この規約は 1988 年 12 月 10 日からこれを実施する。

2002 年 5 月 10 日 変更

2008 年 6 月 27 日 変更

2012 年 6 月 22 日 変更

総会運営規約

(総則)

第1条 聯合会の総会の事項についての規約は、定款第58条によりこの総会運営規約の定めるところによる。

(代議員の資格承認)

第2条 会員を代表する代議員が出席したときは、会の発行した代議員証明書を理事に提出し、その資格の承認を受けるものとする。

2 出席した代議員に対する委任状については前項を準用する。

(議席)

第3条 総会における代議員の議席と傍聴者の席とは区別する。

(開会及び議長の選出)

第4条 会長は出席した代議員が定数に達したときは、その数を報告するとともに、総会成立の旨を述べ、開会を宣言し、議長の選任を総会にはかるものとする。

2 監事が招集した総会は招集した監事がこれを行うものとする。

3 議長は2名以内とし、議長団を構成することができる。

(書記)

第5条 議長は議事の開始に当たり、書記若干名を指名するものとする。

(議事運営委員)

第6条 議長は議事の円滑をはかるため、理事及び代議員から議事運営委員若干名を選任し、議事運営委員会を置くものとする。

2 議事運営委員は、委員長を互選する。

3 議事運営委員は、総会運営規約にもとづき、議事の円滑な運営をはかるため議長を補佐する。

(議案の説明)

第7条 議案はすべて理事がこれを説明する。ただし、必要あるときは議長は職員に議案の説明をさせることができる。

2 監査結果については、監事がこれを行う。

(発言)

第8条 発言しようとするものは、所属名及び氏名を述べ、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、総会の運営上必要と認められたときは、発言を停止させることができる。

(修正案)

第9条 あらかじめ提示された議案に対し、修正案を出すときは、修正個所を、文書をもってこの会に総会会日の2日前までに提出しなければならない。

2 議長は、修正案が提出されたときは、提出者にその説明を求め、討議に付するものとする。

3 修正案は、その趣旨が原案と最も異なるものから採択に付するものとする。

(動議)

第10条 代議員は、緊急かつ軽微な事項につき動議を提出することができる。

- 2 動議の提出があったときは、議長はその扱いについて議事運営委員長に付託する。
- 3 議事運営委員長は議事運営委員会にその動議の適否をはかるものとする。
- 4 議長は、その結果を議場にはかるものとする。

(採択の方法)

第 11 条 採択は拳手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。出席代議員の 3 分の 1 以上の賛成があるときは、投票により賛否を決することができる。

(採択)

第 12 条 議長は採択の結果を宣言しなければならない。

(動議の再提出)

第 13 条 否決された議案及び、否決され又は撤回された動議は、同一総会で再び提出することができない。

(分科会・特別委員会)

第 14 条 総会で必要があると認めるときは分科会又は特別委員会を設け、議案その他の事項の審査をさせることができる。

- 2 議長は特別委員会に付託して、議案その他の事項は委員の審査結果の意見を聴いて採択しなければならない。

(委員の選任)

第 15 条 前項の委員は総会において選任する。

- 2 委員は委員長を互選する。
- 3 委員長は委員会の議長となり、その会議を整理し、かつ経過及び結果を総会に報告するものとする。

(書面議決書)

第 16 条 定款第 56 条による書面議決書の提出があったときは、議案ごとにその賛否を加えて採択しなければならない。

(議事妨害に対する処置)

第 17 条 総会の運営は、すべて議長が指示するものとする。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事の妨害になる行為や、総会の秩序を乱す行為があり、議長の制止に従わぬ場合には、退場を命ずることができる。

(文書・宣伝物の配布)

第 18 条 総会会場及びその周辺で、総会参加者に配布しようとする文書・宣伝物は事前にこの会または議事運営委員会の承認をえなければならない。

(退場の申し出)

第 19 条 出席した代議員が総会の終了前に退席しようとするときは、議長に申し出た後でなければ退席することができない。

(その他の事項)

第 20 条 この規約に定めていない事項については、議長及び議事運営委員がその都度総会にはかり、その取扱いを決めるものとする。

(規約の変更)

第 21 条 この規約の変更は、総会の議決を必要とする。
(実施期日)

第 22 条 この規約は 1979 年 5 月 24 日より実施する。

1989 年 4 月 24 日 変更

2002 年 5 月 10 日 変更

2008 年 6 月 27 日 変更

2015 年 6 月 26 日 変更

監事監査規約

(総則)

第1条 この規約は、法令及び定款の規定にもとづき、監事の静岡県生活協同組合連合会(以下「連合会」という)の監査に関する基本事項を定めるものである。

(監事の基本姿勢)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、連合会の健全な運営と社会的信頼の向上に留意し、会員の負託と社会の要請に応えなければならない。

2 監事は、法令及び定款並びに監事監査規約を遵守し、連合会及び会員、その他の利害関係者のために公正、不偏な態度をもって、その職務を執行しなければならない。

3 監事は、正当な理由なくその職務上知り得た情報を他に漏らしたり窃用してはならない。

4 監事は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。

(監事会の設置)

第3条 監事は、監査に関する事項について、相互の連絡、協議、意見の調整及び決定のために監事会を置く。但し、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 監事は、幹事1名を選任することができる。

(監査費用)

第4条 監事は、その職務遂行のために必要と認める費用を連合会に請求することができる。

(職務及び権限)

第5条 監事の職務及び権限は、次のとおりとする。

(1) 定款第36条に定められた監査の実施、監査報告書の作成及び総会への報告、監査意見等の理事会への報告、監査についての規約の設定、変更及び廃止の総会への議案の提出

(2) 定款第39条に定められた連合会の代表権

(3) 定款第46条に定められた総会の召集

(4) 定款第36条に定められた理事会の招集の請求及び招集

(5) 定款第36条に定められた調査結果における重大な違反事実の理事会への報告、必要あるときの理事会の招集の請求、理事会が適正な措置を採らないときの総会への報告

(兼任の禁止)

第6条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

連合会の理事または使用人

(理事会他重要な会議への出席)

第7条 監事は、理事会その他重要な会議に出席し、監事の立場から必要に応じて報告を行い、または意見を述べることができる。

(監事会の構成)

第8条 監事会は、監事全員をもって構成する。

(監事会の開催)

第9条 監事会は、定期的を開催する。但し、監事の要請により、必要に応じて開催することができる。

きる。

(監事会の議長)

第 10 条 監事会の議長は、その都度選出する。

(監事会の協議事項)

第 11 条 監事会は、次に掲げる事項を協議しなければならない。

- (1) 監事会幹事の互選
- (2) 監査の計画
- (3) 監査報告書の作成、監査意見書及び勧告書の作成
- (4) 監査についての規則の設定、変更及び廃止
- (5) 総会招集に関する事項
- (6) 理事会招集請求及び招集に関する事項
- (7) 会員の請求による調査に関する事項
- (8) その他監事会において協議を必要と認めた事項

2 監事は、必要に応じ監事会において、理事またはその他関係者から意見並びに報告を求めることができる。

(監査の手続き)

第 12 条 監事が監査を実施する場合は、実施日時、目的、対象を明らかにして会長に予告しなければならない。但し、監査の内容により、特に予告する必要を認めない場合はこの限りでない。

2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に出席を求めることができる。

(監査の実施)

第 13 条 監事は、毎事業年度2回以上連合会の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

2 監事は、前項の監査を行うほか、必要と認めるときは監査を行うものとする。

(監査の報告)

第 14 条 監事は、前条で定める監査を実施したときは、監査報告書を作成し、会長に提出しなければならない。異なる監査意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。

(本規約の変更)

第 15 条 この規約の変更は、監事が行い、総会の承認を得るものとする。

(改正の履歴)

第 16 条 この規約は、2002 年 5 月 10 日より実施する。

2008 年 6 月 27 日 変更

情報開示規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第71条にもとづき、静岡県生活協同組合連合会(以下、「この連合会」という)の事業および財務の状況に関する情報の開示についての基準、範囲および手続きなどについて定める。

(責務)

第2条 この連合会は、会員および社会に対し、この連合会の事業および財務の一般的な状況に関する情報を積極的に開示するよう勤めるものとする。

2 この連合会は、法令、条例および定款などに規定された情報開示に関する事項を遵守するものとする。

(開示請求など)

第3条 会員を代表するものは、この規則に定めるところにより、この連合会の事業および財務の状況に関する情報の開示を求めることができる。ただし、この連合会との紛争または訴訟を提起する目的で情報の開示の請求があったときは、この限りではない。

2 前項に規定する事業および財務の状況に関する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、規約および規則
- (2) 総会および理事会に提案された文書および議事録
- (3) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、決算報告に付随する会計方針および注記事項、附属明細書、剰余金処分に関する文書および監査報告書

(非公開の基準)

第4条 この連合会は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、非公開とすることができる。

- (1) 法令および契約にもとづき非公開とされている事項
 - (2) 個人情報に該当すると認められる事項
 - (3) 犯罪を予防するため必要であると認められる時候
 - (4) この連合会の契約者または第三者の利益を損なうおそれのある事項
 - (5) 意思形成上の途上にある事項であって、開示することで事業の遂行に支障をきたすおそれのあるもの
 - (6) その他、開示することでこの連合会および会員の利益を損なうおそれのあるもの
- 2 この連合会、開示請求に係る文書の一部に前項各号に該当する事項が記録されている場合において、当該非開示事項に係る区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の利用目的が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

(請求手続)

第5条 会員は、この会の情報の開示を求めようとするときは、会員の名称、代表者の氏名(代表印を押印すること)、開示すべき文書の名称または内容および利用の目的を記載した書類を、この会に提出しなければならない。

2 この連合会は、請求のあった日から起算して14日以内に開示に関する決定を行い、当

該開示請求を行った会員に対し、その旨を通知するとともに、開示など必要な措置を講ずべきものとする。

- 3 この連合会は、やむをえない理由により、前項に規定する期間内に開示決定などを行うことができないときは、開示請求があった日から 40 日を限度としてその延長をすることができる。
- 4 この連合会は、次に掲げるときは、開示請求を行った会員に対し、その決定を行うにいたった理由を書面により通知しなければならない。
 - (1) 開示しないとき
 - (2) 前条第 2 項に規定するところにより文書の部分を開示するとき
 - (3) 前項に規定するところにより期間を延長するとき
- 5 この連合会の代表者は、前項第1号に掲げる決定したときは、速やかに、その旨および理由を理事会に報告するものとする。

(情報開示再請求の手続)

- 第 6 条 前条第1項に規定するところにより開示請求を行った会員は、当該請求した文書が開示されなかった場合は、当該会員を除く 4 会員の同意を得て、この会の代表者に対し、当該請求した文書の開示を再請求することができる。
- 2 この連合会の代表者は、前項に規定する再請求があったときは、速やかに、理事会にその旨および講じようとする措置を提案し、その議決を求めなければならない。
 - 3 この連合会の代表者は、前項に規定する理事会の議決があったときは、速やかに、その議決にそって必要な措置を講じなければならない。
 - 4 当該文書の開示を請求した会員およびこれに同意した会員は、第 2 項に規定するところにより、理事会が当該文書を開示しないと議決したときは、同一の文書について、重ねて開示を請求することができない。

(委任)

- 第 7 条 この規則に定めるもののほか、この連合会の情報の開示に関し必要な事項は、専務理事が定める。

(改廃)

- 第 8 条 この規則の改廃は、理事会が決定する。

附則

(施行期日)

- 第1 この規則は、2008 年 7 月 25 日から施行する。

会費規則

第1条 定款第17条に基づき、この連合会の会費の算定及び徴収について定める。

第2条 会費は以下の方法によって算出されたそれぞれの金額の合計とする。

その12分の1を月額とする。100円未満は切り下げる。

(1) 前々年度の供給高に基づき、以下の方法で計算された額。但し、指定店による供給はここにいう供給高には含まないものとする。

① 年額50億円以下 供給高 \times 2.8 \div 10,000

② 年額100億円以下

140万円+{(供給高-50億円) \times 1.8 \div 10,000}

③ 年額500億円以下

230万円+{(供給高-100億円) \times 0.8 \div 10,000}

④ 年額1000億円以下

550万円+{(供給高-500億円) \times 0.5 \div 10,000}

(2) 前々年度期末の組合員人数に基づき、以下の方法で計算された額。

組合員数 \times 1.5

なお、県域をまたがる生協の会費については、静岡県内の供給高と静岡県内の組合員数を算定基準とする。

第3条 第2条の定めにより算出された額が月額において1万円を下回る場合であってもその生協の月額会費は1万円とする。

第4条 第2条及び第3条の基準に関わらず、特別な理由がある場合には、理事会の承認により、この額を下回る会費とすることができるものとする。

第5条 第2条の方法で算出するのが、主たる事業の性質上適切でない会員の会費については理事会で定めることができるものとする。

第6条 会費の改訂は毎年度6月からとする。

第7条 会費は毎月15日までに、当月の月額を指定された口座に振り込むものとする。

但し、前納の場合に限り、6ヵ月、1年の単位で納入できるものとする。

第8条 この規則は理事会において改廃する。

第9条 この規則は2008年7月25日より施行する。

2012年9月28日 一部改定

2013年9月27日 一部改定

2016年1月22日 一部改定

2016年9月16日 一部改定

2025年3月28日 一部改定

2026年3月18日 一部改定

経理規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第61条にもとづき、静岡県生活協同組合連合会の経理事務処理の基本的な方法を定めるものである。

(会計処理の原則)

第2条 経理事務は、定款に規定する事項の他は、この規則によって処理する。

2 特に規定のない事項は、日本生活協同組合連合会の「生協会計基準」の定めるところにより、事業の経理に関する財務の処理を行い、財務諸表等を作成するものとする。

3 その他規定のある事項は、その法令または行政庁の指導などに準拠して処理する。

(会計年度)

第3条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(責任の所在)

第4条 経理に関する統括責任者は、専務理事とする。

(経理事務の委託)

第5条 経理・決算事務及び決算諸表の作成については委託してこれを行うことができる。

(規則の改定)

第6条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(施行)

第7条 この規則は、2008年7月25日から施行する。

経理事務規程

(目的)

第1条 この規程は、経理規則第2条に基づく経理事務の内容について定めるものである。

(経理事務責任者)

第2条 経理事務責任者は、事務局長とする。

(勘定科目)

第3条 勘定科目はこれを貸借対照表科目及び損益計算書科目に区分し、その名称及び内容については「生協の会計実務の手引き」に準ずる。

(会計帳簿)

第4条 会計帳簿として、次の帳簿諸表を備える。

(1) 会計伝票

(2) 会計帳簿

① 総勘定元帳

②その他経営管理上必要な帳簿

(3)決算関係書類等

①月次諸表

a. 貸借対照表 b. 損益計算書

②期末諸表

a. 事業報告書 b. 貸借対照表 c. 損益計算書 d. 事業報告書の附属明細書
e. 決算関係書類の附属明細書 f. 剰余金処分案又は損失処理案 g. 注記

(会計伝票)

第5条

- (1)会計に関する全ての取引は、簿記の原則に従い会計伝票によって処理を行う。
- (2)会計伝票は、その取引の根拠を示す証憑を添える。

(会計帳簿の保存)

第6条

会計に関する帳簿及び証拠書類の保存期間は、次の通りとする。なお保存期間を経過した後もこれらを保存するときは、経理事務責任者の承認を得ることとする。保存期間の起算日は事業年度終了の翌日からとする。

- (1)財務諸表 永久
- (2)総勘定元帳・会計伝票 10年
- (3)前号以外の会計帳簿 10年
- (4)支払いに関する領収証 10年
- (5)その他の証憑書類 10年

(金銭の収納)

第7条

金銭の収納は、証憑書類に基づいて経理事務責任者の承認印のある会計伝票に基づき行う。

(領収証の発行)

第8条

- (1)金銭を収納したときは、領収証を発行する。
- (2)領収証の発行に際しては、経理担当者が押印する。

(金銭の支払い)

第9条

- (1)金銭の支払いは、銀行振込、現金、クレジットカードによる。支払いの際には、事前に支払伝票等を作成した上で、経理事務責任者の承認を得て行う。
- (2)金銭を支払った時は、正規の領収証(レシートを含む)を受領する。所定の領収証が受領できない時は、支払証明書に経理事務責任者の承認印を得てこれに代えることができる。

(手持ち現金)

第 10 条

- (1) 日々の支払にあてるため手持ち現金を置くことができる。
- (2) 手持ち現金の残高は、日々の現金出納終了後に関係帳簿と照合する。
- (3) 手持ち現金の過不足が生じたときは、経理担当者は直ちにその原因を明らかにし、その処置について経理事務責任者の指示を受ける。

(附則)

第 11 条

- (1) 制定権限者
この規程の制定権利者は専務理事とする。
- (2) 文書管理責任者
この規程の文書管理責任者は経理事務責任者とする。
- (3) この規程は 2023 年 9 月 22 日より施行する。

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第27条にもとづき、静岡県生活協同組合連合会の役員の報酬について定める。

(決定機関)

第2条 総会で決定された総額の配分は、この規程の基準及び当該年度の方針に従って、会長が行うものとする。

2 理事会は必要に応じて、諮問機関として、役員の報酬にかかわる当該年度の方針案の検討のために若干名の理事で構成する役員報酬委員会を設ける。尚、役員報酬委員会に関する事項は、別途定める。

3 役員報酬委員会は、諮問に基づき審議し、答申を理事会に報告する。

(報酬決定基準)

第3条 役員報酬は、社会的水準を基にしつつ、連合会会員生協の役員報酬額を考慮して決定する。

2 役員としての役位、責任に応じて定めるものとする。

3 他の生活協同組合の役職員を兼務し年俸相当分の報酬を得ている者には、報酬を支給しない。

(長期欠勤者の報酬)

第4条 長期欠勤中の報酬は、在任中は減額しない。

(支給日、計算期間)

第5条 役員の報酬は、その年俸の12分の1を毎月支給する。

2 計算期間は、総会の翌月から任期満了の総会までとする。但し、日割り計算はしない。

3 新たに選任された役員の報酬は総会の翌月分より支給する。

(改定時期)

第6条 役員の報酬の改定は、2年に1度とする。

(報酬の変更)

第7条 任期途中の職務の変更等が生じた場合は、変更のあった月の翌月から実施する。

尚、減額を伴う変更は、制裁等の理由の他は前職務時の報酬の70%を下回らない額とする。

附 則

(規程の改定)

第1条 この規則を改定する場合は、理事会の決議を経て行う。

2 この規則のうち、監事に関する部分を改定する場合は監事の同意を必要とする。

(履歴)

第2条 この規則は、2025年6月27日より施行する。

役員報酬委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、役員報酬規則第2条に基づき設置する役員報酬委員会(以下、委員会という)の運営に関する事項を定める。

(委員会の性格)

第2条 委員会は、理事会の諮問機関であり、諮問事項の検討結果を理事会に答申する責務を負う。

(構成)

第3条 委員会は、理事会によって選任された理事によって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、理事会で委員会の設置を決定した日から諮問事項に対する答申の理事会への報告を完了するまでの期間とする。

(運営)

第5条 委員会は互選により委員長を選任する。

- 2 委員長は委員会を招集し会議を主催する。
- 3 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 審議の結論は出席委員の過半数をもって決する。

(権限)

第6条 委員会は、審議に必要な事柄について、理事会及び関係者に情報の開示を求めることができる。又、必要と判断した場合は、委員会に関係者の出席をもとめ意見を聴取することができるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、審議を通じて知り得た個人に関する情報を委員以外の者に公開してはならない。

- 2 答申として結論を得るまで、理事会に対して報告する場合を除き審議の経過及び内容を第三者に公開してはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、そのつど委員長が指名するものとする。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務的事項を担当する。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長が判断する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は理事会がおこなう。

附 則

第1条 この規則は、2025年6月27日より施行する。

個人情報保護方針

静岡県生活協同組合連合会(以下、「当連合会」という)は、社会における今日的な個人情報保護の重要性及び生活協同組合の社会的役割を踏まえ、当連合会の事業をすすめる上で個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1. 個人情報の取得等

当連合会は個人情報等の利用目的を明らかにし、適正に取得した情報を取り扱います。

2. 利用目的及び保護

当連合会が取得し利用する個人情報は、その利用目的の範囲でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務を委託する場合並びに法令等の定めに基づく場合並びに人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。

なお、要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き本人の同意なく取得すること並びに第三者へ提供することはありません。

3. 管理体制

- (1)全ての個人情報等は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等、適切な安全管理措置を講じます。
- (2)個人情報等に関して利用目的内の業務を外部に委託する場合は、契約書等においてルールを明確にし適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3)個人情報等の本人による開示・訂正、利用停止等の取り扱いに関する問い合わせは、下記の窓口にて適切かつ速やかに対応します。

4. 法令遵守のための取り組みの維持と継続

- (1)当連合会は、個人情報の保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めます。
- (2)当連合会が保有する個人情報等を保護するための方針や体制等については、当連合会の事業内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて継続的に見直し改善します。

以上の方針を適切に運用するために別途「個人情報の取扱いに関する規則」を定めます。

2023年11月24日制定
静岡県生活協同組合連合会

当連合会の個人情報の取り扱いについての問い合わせ等は以下を窓口とします。

問い合わせ窓口:静岡県生活協同組合連合会 事務局
電話番号:054-204-2348 受付時間 9:30~17:00(土日・祝日を除く)

個人情報 の 取 り 扱 い に 関 す る 規 則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の適正な取り扱いに関してこの連合会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則及びこの規則に基づいて策定される規程等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)並びに個人識別符号が含まれるものとする。

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であつて、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものとする。

(3) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものとする。

(4) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報とする。

(5) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものとする。

(6) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務とする。

(7) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものの。

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に

構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(8) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報とする。

(9) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人とする。

(10) 役職員等

「役職員等」とは、当連合会に所属するすべての理事、監事、職員とする。

(11) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者であって、個人情報保護に関する責任と権限を有する者とする。

(適用範囲)

第3条 この規則は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規則に従うものとする。

2 当連合会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、当連合会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規則を遵守する。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じる。

(個人情報管理責任者)

第4条 当連合会において、専務理事を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、当連合会で取り扱う個人情報等について、この規則に定める諸事項を実施・徹底する。

3 個人情報管理責任者は、この規則等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得しない。また、要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得しない。

2 個人情報等を本人から直接書面または電磁的記録により取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。)に対して、

(1) 当連合会の名称及び連絡先

(2) 個人情報等の利用目的

を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得て取得する。

3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。

(1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個

個人情報等(ただし、要配慮個人情報を除く。)を取得した場合。

(2)個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合

4 第2項及び第3項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報等を利用する際には、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「静岡県生活協同組合連合会が業務上保有する個人情報等の利用目的」に定める当連合会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した目的の範囲内で利用する。

2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

(個人情報等の記録と管理)

第7条 取得した個人情報は、「個人情報管理台帳」に、その名称、件数、利用目的、入手日、保管場所、アクセス権者、保管期限等を記録し管理する。

2 個人情報管理台帳は、毎年度上期・下期末の時点で保管状況、消去・削除等を確認する。

3 個人情報管理台帳は毎年次で更新する。期首に個人情報管理責任者が確認する。

(個人情報等の提供)

第8条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供しない。

2 前項の定めにかかわらず、当連合会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合（あらかじめ公表し、又は本人等に通知した利用目的の業務に限る）には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、当該業務を遂行する上で必要な範囲内において個人情報等(要配慮個人情報を除く)を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。

(2) 個人情報等の保護に関し、この規則と同等以上の規則を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。

(3) この法人との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得る。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、当連合会が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報等の正確性確保)

第9条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営する。

(安全管理)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努める。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定め、当該個人情報等を取り扱う役職員等に遵守させる。

3 個人情報を取り扱う機器(PC等)、個人情報が記録された電子媒体および個人情報が記載された書類等は、施錠できるキャビネットや書庫で保管する。

4 個人データはパスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する。

(役職員等の監督)

第11条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を毎年次行う。

(個人情報等の消去・廃棄)

第12条 利用する必要がなくなった個人情報等については、法令その他により一定期間保存することが必要な場合を除き、速やかに当該個人情報等を消去・破棄する。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を「個人情報管理台帳」に記録し、それを定める期間保存する。

(通報及び調査義務等)

第13条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報する。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査する。

(報告及び対策)

第14条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を会長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告する。

ア 漏洩した個人情報等の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、会長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定する。

(自己情報に関する権利)

第15条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じる。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行う。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第16条 当連合会がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、法令に規定された要件を満たす場合は、これに応じる。

(苦情の処理)

第17条 当連合会の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局長が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について会長に報告する。

(改 廃)

第18条 この規則の改廃は理事会が行う。

附 則

この規則は、2023年11月24日より施行する。

静岡県生活協同組合連合会が業務上保有する個人情報等の利用目的(規則第6条関連)

1. 静岡県生活協同組合連合会(以下「当連合会」という。)が保有する特定個人情報を除く個人情報、当連合会の会員生協の健全なる発展を図り、もって利益を増進することを目的として、当連合会が定款第3条に定める事業に利用する。

- (1) 会員の指導、連絡及び調整に関する事業
- (2) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (3) 会員の組合員及び連合会従業員の連合会事業に関する知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査、研究、出版並びに情報若しくは資料の提供及び斡旋
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡及び渉外
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

2. 当連合会は、次の種類の個人情報を取り扱う。

- (1) 当連合会の機関運営に係る個人情報

①理事および監事

②代議員

(2) 事業に関する個人情報

①静岡県生協連が主管する事業活動において利用するもの

②消費者問題ネットワークしずおか(以下、ネットしずおか)の事務局業務において利用するもの

3. 当連合会が保有する個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用する。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しない。

①役員名簿の作成

②代表理事の登記

③当連合会が主催する学習会等の参加募集および参加者名簿の作成

④消費者問題ネットワークしずおかの会員名簿の作成およびネットしずおかが主催する学習会等の参加募集および参加者名簿の作成

⑤講演会等での謝金の支払い

⑥その他、上記1の目的のために行う業務の達成のため

以上

退任役員の感謝状・功労表彰及び記念品に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、静岡県生活協同組合連合会の理事及び監事の退任される場合の感謝状・功労表彰及び記念品(代)に関する事項を定める。

(感謝状及び記念品)

第 2 条 退任する役員の労をたたえ、感謝状と記念品(代)を贈ることとする。記念品(代)は、役員歴に応じ下表のとおりとする。

役員歴	退任理事	退任監事
2 年未満	5,000 円	5,000 円
2 年以上 10 年未満	10,000 円	10,000 円
10 年以上	30,000 円	30,000 円

(功労表彰)

第 3 条 特別に功労のあった人に対し、理事会の協議・決定により功労表彰を行う。

(その他)

第 4 条 この規則に定めのない事項については、理事会で協議・決定する。

(規則の改定)

第 5 条 この規則に改廃は理事会が行う。

(施行)

第 6 条 この規則は 1995 年 4 月 27 日より施行する。

2016 年 7 月 22 日 一部改定